

奨学生制度・その他の補助制度

生徒の学びや部活動を継続的に支援するため、令和8年度から給付型の奨学金制度を創設します。

高松中央高等学校奨学生制度(学業・部活動)

奨学生S	入学金12万円を免除かつ月額20,000円の奨学金を給付
奨学生A	入学金12万円を免除かつ月額10,000円の奨学金を給付
奨学生B	入学金12万円を免除かつ月額5,000円の奨学金を給付
奨学生C	入学金12万円を免除

*給付金は振込手数料を差し引いた額になります

奨学生の区分は以下のとおりです。(奨学生は1年ごとに審査更新します。奨学生としてふさわしくないと判断された時は、年度途中であっても奨学生認定を取り消す場合があります)

●普通科特別進学コース奨学生

普通科特別進学コースの**受験合格者全員**に奨学生S～Cのいずれかが適用されます。

●普通科進学コース・総合進学コース奨学生

普通科進学コース・総合進学コースの受験合格者の中から、審査により奨学生S～Cのいずれかが適用されます。

●商業科奨学生

商業科の受験合格者の中から、審査により奨学生S～Cのいずれかが適用されます。

●部活動奨学生

部活動推薦入試の受験合格者の中から、人物優秀で、クラブ活動が特に顕著な者に対しては、審査により奨学生S～Cのいずれかが適用されます。

■難関国立大学進学者特別奨学生

以下の10大学に進学する者に、特別奨学金として入学金相当の奨学金(約28万円)支給します。

・東京大学 ・京都大学 ・東北大学 ・九州大学 ・北海道大学 ・大阪大学
・名古屋大学 ・神戸大学 ・広島大学 ・岡山大学

◆その他の奨学生・補助制度

①香川県高等学校等奨学金・香川育英会・香川県教育弘済会・高松市奨学金・あしなが育英会、各企業・団体などの奨学金制度

②私立高等学校入学金軽減補助制度

*詳しくは本校までお問い合わせください。